都有財産の使用料・貸付料の減免に係る規定について

1 法令の規定

地方自治法

第二百三十七条第二項

(略)普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

2 都条例の規定

【行政財産】

東京都行政財産使用料条例

第五条 知事(略)は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額または免除することができる。

一 国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供す るため使用するとき。

二~三 (略)

四 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

【普通財産】

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、または時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。

- 一 国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するとき。
- 二 (略)
- 三前各号のほか、特に必要があると認めるとき。
 - (注1) 知事部局以外の局においても、同様の規定がある。
 - (注2) 知事部局の一部の局では、上記に加え独自の規定がある。